業 務 委 託 仕 様 書

１　業務の名称

日本のひなた宮崎国スポ競技別リハーサル大会「体操(体操競技・新体操)競技会」得点集計業務

２　業務の目的

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が、「第 81 回国民スポーツ大会体操(体操競技、新体操)競技会」のリハーサル大会として実施する「第43回全国高等学校体操競技選抜大会」及び「第 42 回全国高等学校新体操選抜大会」（以下「両大会」という。）において、採点から得点集計及び表示等を正確かつ迅速に実施するため、コンピューターシステムによる得点集計等業務を委託し、円滑な競技運営が行われることを目的とする。

３　履行期間

契約締結日から令和９年３月 31 日（水）まで

４　履行場所

施設名　アスリートタウン延岡アリーナ（新宮崎県体育館）
所在地　宮崎県延岡市大貫町１丁目 2894 番地

５　業務内容

（１）得点集計等業務に必要な資機材の設営及び撤去
（２）選手データ等の登録
（３）得点集計等業務にかかる保守・管理及び運営業務
　① 体操競技
　　（ア）各種目の得点集計、即時表示
　　（イ）男女個人総合成績の算出
　　（ウ）登録データの訂正
　　（エ）得点集計票、班別速報、個人総合順位、成績上位者一覧速報の帳票作成
　　（オ）個人総合順位等の帳票類作成及び賞状印刷
　　（カ）結果速報サイトの構築、各種目、個人得点の即時配信
　② 新体操
　　（ア）個人種目別得点集計、団体得点集計、即時表示
　　（イ）個人総合成績・団体別成績の算出
　　（ウ）登録データの訂正
　　（エ）個人・団体速報、チーム順位速報、個人総合順位、成績上位者一覧速報の帳票作成
　　（オ）総合順位等の帳票類作成及び賞状印刷
　　（カ）結果速報サイトの構築、各種目、個人、団体、チーム得点の即時配信
（４）審判員等への事前説明及び入力サポート
（５）その他競技運営システムに伴う業務

６　大会名及び日程等

種目名	大会名	日程	会場名
体操競技	第43回全国高等学校体操競技選抜大会	令和９年３月 20 日（土）から令和９年３月 21 日（日）まで	アスリートタウン延岡アリーナ（メインアリーナ）
体操競技	第42回全国高等学校新体操選抜大会	令和９年３月 23 日（火）から令和９年３月 25 日（木）まで	アスリートタウン延岡アリーナ（メインアリーナ）

７　設営・保守・撤去等期間

	体操競技	新体操
設営	令和９年３月19日（金）から 令和９年３月20日（土）午前10時まで	令和９年３月21日（日）体操（競技）終了後から令和９年３月22日（月） 午後５時まで
操作説明	令和９年３月20日（土）審判会議 終了後（午後４時半予定）	令和９年３月23日（火）審判会議 終了後（午後６時予定）
運営・保守・管理	設営完了後から 令和９年３月21日（日）体操競技 終了まで	設営完了後から 令和９年３月25日（木）新体操 終了まで
撤去	令和９年３月21日（日）体操競技 終了後（午後６時頃）から 新体操へ転換	令和９年３月25日（木） 新体操終了後（午後５時頃）から 令和９年３月26日（金）午後０時まで

※　設営・撤去作業に係る詳細なスケジュールについては、別途市実行委員会と協議する。

※　設営終了後、システムが正常に作動するよう、動作状況確認を十分に行うこと。不具合があった場合すぐに対応すること。

８　資器材等の仕様

（１）受託者が用意する資器材等は以下のとおりとする。なお、システム運用に必要な電源については、市実行委員会において準備するものとし、インターネット回線は受託者において準備するものとする。

（ア）体操競技

(a)	５０インチ以上液晶表示盤（白布を施した架台含む）	３０台
(b)	得点表示盤表示端末	１０台
(c)	審判員得点入力端末（Ｅ審判分）	４０台
(d)	線審入力端末	６台
(e)	演技時間操作盤端末	３台
(f)	記録集計端末（セクレタリー分）	１０台
(g)	審判長用端末	２台
(h)	リザルト処理用端末	２台
(i)	帳票出力端末	２台
(j)	プリンター	２台
(k)	結果速報用端末（インターネット速報サイト用）	１台
(l)	サーバー	１台
(m)	その他業務に必要なソフトウェア、通信機器及びネットワーク機器等	１式

（イ）新体操

(a)	６５インチ以上液晶表示盤（白布を施した架台含む）	４台
(b)	得点表示盤表示端末	４台
(c)	審判員得点入力端末	３０台
(d)	線審入力端末	６台
(e)	演技時間操作盤端末	２台
(f)	責任審判用端末	３台
(g)	審判長用端末	２台
(h)	リザルト処理用端末	３台
(i)	プリンター	１台
(j)	結果速報用端末（インターネット速報サイト用）	１台
(k)	サーバー	１台
(l)	その他業務に必要なソフトウェア、通信機器及びネットワーク機器等	１式

（2）受託者が用意する資器材等は破損等のないものとし、指定された製品を除き統一性を持たせること。なお、市実行委員会からの交換の指摘があった場合については、直ちに交換すること。
（3）ＯＡ機器を含む精密機械に不具合が生じた場合は、速やかに復旧、または代替品に交換すること。
（4）受託者が用意する資器材等には原則会社名を明記することとし、施設備品及び市実行委員会備品等と簡単に区別できるようにすること。
（5）システムは、競技会運営に支障がないよう安全性が担保されたものとし、各システム間のネットワークは、原則として有線によるローカルネットワークを用いること。
（6）「日本のひなた国スポ・障スポ」にかかる各種デザイン等を使用する場合は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会が策定した「日本のひなた宮崎国スポ・障スポに係る標章及びマスコット等使用取扱規程」、「標章及びマスコット等の手引」等を遵守すること。

９　打合せ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と市実行委員会は密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を解明するものとし、その内容については、都度、受託者により業務打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。

１０　官公庁その他関係機関への手続き

本業務の実施に際し、関係法令により必要となる許認可申請、届出等について、関係機関と事前に協議を行い、以降の業務が円滑に実施できる環境を整えること。また官公庁その他関係機関に対する必要な届出・申請等の手続きは、あらかじめ市実行委員会へ関係書類等を提示し、承認を得た後、受託者がその業務を代行すること。なお、関係書類の作成、届出及び申請に伴う費用は受託者の負担とする。

１１　現場管理

受託者は、業務着手から撤去終了までの期間、本業務に熟知・熟練し、作業判断を下せる業務責任者を履行場所に１名以上常駐させ、トラブルや事故の無いように十分な安全対策を施し、円滑かつ効率的に業務を遂行すること。

１２　設営・撤去

（1）設置については、市実行委員会と十分協議した上で得点集計システムの機器配置図を作成し、実施にあたること。既存の状態で設置不可能な場合は、市実行委員会と協議のうえ、設置可能な状態にして業務を行うこと。
（2）機材等の設置については、倒飛壊が生じないように確実に設置すること。また、既存の構造物等に固定する場合は、破損のないよう養生を施すこと。
（3）両大会終了後、設置物品等を撤去し当該会場を原状に回復すること。
（4）同会場で並行して作業を行う他の委託業者がある場合、工程調査を事前に十分に行い、それぞれの作業が期限内に円滑に履行できるよう事前に調整しておくこと。
（5）本業務により発生した廃棄物等の処理は、関係法令に基づき、受託者の責任において適切に行うこと。なお、これに伴う費用については、受託者の負担とする。
（6）本業務完了後は、速やかに市実行委員会に報告し、市実行委員会の確認を受けること。不具合が認められた際には直ちに修正作業を行うこと。
（7）受託者は、当該会場施設管理者から異議または意見があったときは、速やかに市実行委員会に報告し、その指示を受けること。

１３　保守・管理

（1）設営物等は、常に使用可能な状態に保守・管理し、必要に応じて移設、交換、補充等を速やかに行うこと。なお、これに伴う費用については、市実行委員会の責めに帰すべき理由によるものを除き、受託者の負担で行うこと。

（２）競技会運営に支障をきたすことのないよう、システム等のトラブルを未然に防ぐ手立てを講じるとともに、万一のトラブルに対しても対処可能な体制をとること。
（３）本業務に従事する者は、市実行委員会が貸与するＡＤカードを着用すること。

１４　安全管理

受託者は、安全管理に関し、次に掲げる事項について万全を期すること。
（１）履行場所の管理
労働者の安全及び衛生管理、整理整頓、公害防止並びに周辺への配慮を行うこと。
（２）交通法規の遵守
（ア）構内に駐車できないときは、受託者の責任により適切な駐車場を確保すること。
（イ）運搬車両の最大積載量を厳守し、通行車両・通行人の安全対策等を講じること。
（３）保護対策
（ア）本業務の実施に際し、既存施設等に対する保護対策を十分に施し、破壊や汚損を防ぐこと。
（イ）大型車両等による資材の搬入や作業を行う場合は、現地をよく確認し、路面陥没等のないように十分に養生をすること。
（４）緊急対策
業務履行中の緊急事態に即時対応可能な保守・管理体制を作るとともに、緊急時には市実行委員会の指示により直ちに対応すること。
（５）臨機の措置
受託者は、災害、事故の発生が予測される場合など、特に必要と認めるときは、市実行委員会の指示を受け、臨機の措置をとること。不測の事故が発生した場合等、緊急又はやむを得ない事情があるときは、受託者の責任において、受託者の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに市実行委員会に報告すること。また、その措置の内容について市実行委員会から指示があった場合は、直ちにその指示に応じること。なお、これに伴う費用については、別途協議する。
（６）損害・事故責任
本業務の履行に際し、受託者の瑕疵により既設物、仮設物等への破損、紛失、第三者への事故等が発生した場合は、すべて受託者の責任とし、市実行委員会はいかなる責任も負わないものとする。また、設置された仮設物等の火災、盗難、破損、いたずら等による事故については、市実行委員会の責めに帰すべき理由があるほかは、市実行委員会は責任を負わないものとする。
（７）保険
労働災害保険、賠償責任保険、動産総合保険等、業務上必要となる保険に加入すること。

１５　中止等の場合の支払い

荒天その他の理由により、両大会の全期間または一部期間が中止になった場合、受託者と市実行委員会が協議し、契約内容等を変更することができるものとする。

１６　法令、条例等の遵守

本業務の履行に関係する法令、条例等は遵守すること。なお、法令、条例等に基づき必要な許認可や有資格者の配置等については、適切に対応すること。

１７　提出書類

受託者は、次の書類等を市実行委員会に提出すること。
（１）契約締結後

書　類　等　名	部数
ア　業務着手届	１部
イ　業務責任者届	１部

ウ　業務工程表（業務実施計画書）	１部
エ　その他市実行委員会が指示するもの	１部

（２）業務終了後

資　料　名	部数
ア　現場撮影写真及び電子データ （種目［体操競技・新体操］別に設営前、設営後、撤去後）	１部
イ　業務完了報告書	１部
ウ　両大会で作成した帳票類及びその電子データ（ＣＤ－ＲＯＭ）	１部
エ　その他市実行委員会が指示するもの	１部

１８　適用

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、市実行委員会と協議すること。また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務に必要と認められる事由が生じた場合は、市実行委員会と十分に協議し業務を遂行すること。

１９　その他

（１）受託者は、第三者に対し、委託業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を継承させてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市実行委員会の承諾を得たときは、この限りではない。

（２）成果品、その他関係書類は、全て市実行委員会に帰属するものとする。受託者は、市実行委員会の許可なく他にこれを使用してはならない。また、成果品の引渡前であっても、業務上必要な範囲において報告された計画書等を使用する場合がある。

（３）受託者は、本業務（業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせた場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

（４）市実行委員会及び（公財）日本体操協会、（公財）全国高等学校体育連盟から、両大会における記録情報処理に係るデータ提供等の依頼があった場合は、協力すること。

（５）この仕様書に定めのない事項については、その都度市実行委員会及び受託者が、誠意をもって協議し処理するものとする。